



【とやまの木が見える家づくり推進事業】について

富山市では、市内産材の利用促進を図るため、新築、増築又はリフォームされる木造住宅（店舗併用住宅を含む）の目に見える箇所に、市内産材を一定量使用される方に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するという「とやまの木が見える家づくり推進事業」を実施しています。

1. 補助金の交付対象について

補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 市内で自ら居住するために、新築、増築又はリフォームされる木造住宅（店舗併用住宅を含む。）で、使用される木材量のうち20%以上が市内産材であること。
- (2) 上記住宅で、床、内・外壁、天井など住宅の目に見える箇所に、20㎡以上市内産材が使用されていること。
- (3) 第5条に規定する事業計画の認定を受け、住宅が完成又は補助金に関する箇所が施工完了し、補助金交付申請の手続きを行っていること。
- (4) 本市の新築住宅の取得・改修等に関する他の補助事業により補助される部分があるときは、本事業の補助対象から該当部分は除くものとする。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 店舗併用住宅で申請する場合、全体の補助対象面積のうち50%以上が住宅部分であること。

2. 補助金の額等について

補助金の単価及び限度額は次のとおりです。

補助金単価 使用面積 1㎡あたり 3,000円

上限額 1棟あたり 200,000円

3. その他

- (1) 補助金の交付対象は、床、内・外壁、天井など住宅の目に見える箇所に使用される市内産材の板材使用面積です。※柱等構造材は使用面積に含みません。
- (2) 県の「とやまの木で家づくり支援事業」との併用は可とします。

4. 事業の周知方法について

○市ホームページにて、市民への周知を行います。

○市広報にて、市民への周知を行います。（5月20日号で掲載）

5. 補助金交付に関する手続きの流れについて

補助金の交付に関する手続きは次のとおりです。

(1) 事業の実施を希望する方は、「事業計画認定申請書(様式第1号)」を受付期間内に提出してください。

提出先 : 市役所東館 4 階森林政策課

提出方法: 持参

受付期間: **随時**

※申込順で受け付けし、申請額の累計が予算額に達した場合、受け付けを終了することがあります。

※様式は更新している場合がありますので、市ホームページ掲載の様式をご使用ください。



(2) 市は、提出された事業計画認定申請書を審査した上で、事業計画を認定し、その旨申請者に通知します。



(3) **住宅の完成日(補助金に関する箇所の施工完了日)から3月を経過した日までに、**事業実施者は、補助金交付申請書(様式第4号)を提出してください。



(4) 確認調査を実施します。(森林政策課職員による現地の調査)



(5) 補助金交付決定兼額の確定を通知します。



(6) 補助金が指定口座に振り込まれます。

6. 交付申請時に添付する書類について

交付申請書の提出時には、次の書類も添付が必要です。

①事業実績書(様式第5号)

②木材使用量実績計算書(様式第6号)

③補助対象面積求積資料(様式は任意)

④完成写真(全景、補助対象箇所がわかるもの)

⑤平面図、立面図(補助対象箇所がわかるようにしてください)

⑥市税の納税証明書(証明を受けられない場合は、市税納税調査同意書(様式第7号)を添付願います。)

※事業計画認定申請日から補助金等交付申請日とその事業年度の6月1日をまたぐ場合は、6月1日以降の納税証明書を提出してください。

⑦建築確認済証の写し(リフォームの場合は、不要です)

⑧富山市内産材を証明する書類(県事業の県産材証明書及び県産材伐採証明書で確認可能な場合は、その写で可とします。)

⑨振込依頼書

※様式は、市のホームページからダウンロードできます。